

帯広圏都市計画地区計画の決定（帯広市決定）

都市計画西２３条南１丁目地区地区計画を次のように決定する。

１ 地区計画の方針

名 称	西２３条南１丁目地区地区計画
位 置	帯広市西２３条南１丁目の一部
区 域	計画図表示のとおり
面 積	約１．０ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標 当該地区は、帯広市の中心部より西へ約６km程の所で、近傍に都市計画道路「石狩通」・「中島通」、ＪＲ西帯広駅があるなど交通アクセスに恵まれた地区である。 また、西小学校や西駅東公園の周辺には一般戸建住宅等が広がっており、今回、民間の開発行為により住宅地が造成されることから、地区計画を定め事業効果の維持及び増進を図り、周辺の住宅環境と調和した良好な住環境の形成を図ることを目標とする。
	土地利用に関する方針 良好な住宅市街地にふさわしい、居住環境とする土地利用を図る。
	地区施設の整備の方針 当地区には、区画道路（幅員８m）を適正に配置し整備する。
	建築物等の整備の方針 地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 - 住宅市街地としての環境保全が図られるよう、地区の土地利用にふさわしい「建築物等の用途の制限」を定める。 - 良好な住環境の形成に必要な敷地の確保を図るため「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 - うるおいとゆとりある街並みが形成されるよう「建築物の壁面の位置の制限」を定める。 - 良好な街区景観の保全または形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告物・看板類の制限を定める。 - 道路に面する宅地の緑化推進の効果を高め、景観上うるおいのあるまちなみを形成するため、「垣又はさくの構造の制限」門・塀の高さの制限を定める。

2. 地区整備計画

地区整備計画	地区の名称		西23条南1丁目地区地区計画
	地区整備計画を定める区域		計画図表示のとおり
	地区整備計画の区域の面積		約1.0ヘクタール
	建築物に関する計画事項	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は、建築してならない。 1. 工場（建築基準法施行令130条の6に定めるものは除く。） 2. ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 3. 自動車教習所 4. 畜舎 5. 自動車車庫（附属車庫は除く。）
		建築物の敷地面積の最低限度	200平方メートル
		建築物の壁面の位置の制限	建築物（附属建築物で軒高2.3メートル以下のものは除く）の外壁又はこれに代わる柱の中心線から敷地境界線（隅切部分は除く。）までの距離の最低限度は次のとおりとする。 1 北側敷地境界線（道路に接する部分は除く）は1.5メートル 2 道路に接する敷地境界線及び北側を除く敷地境界線は1.0メートル
		建築物等の形態又は意匠の制限	自己の用に供する広告物、看板類で次の各号の要件を満たすもの以外は設置してはならない。 1 一辺（脚長を除く。）の長さが1.2メートル以内。 2 最大表示面積（表示面が2面以上のときはその合計）が1平方メートル以内。 3 刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なわないもの。
		垣又はさくの構造の制限	門の高さは1.5メートル以下とする。 塀の高さは1.2メートル以下とする。 ただし、生垣はこの限りでない。
		備考	用語の定義及び算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。

（理由）

当該開発行為の事業効果の維持、増進を図り、建築物の用途の混在や、敷地の細分化などによる住環境の悪化を未然に防止し、将来にわたって良好な市街地が形成されるよう、地区計画の決定を行うものである。

帯広圏都市計画 西23条南1丁目地区 地区計画 位置図



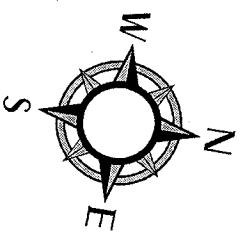
西23条南1丁目地区

帯広駅

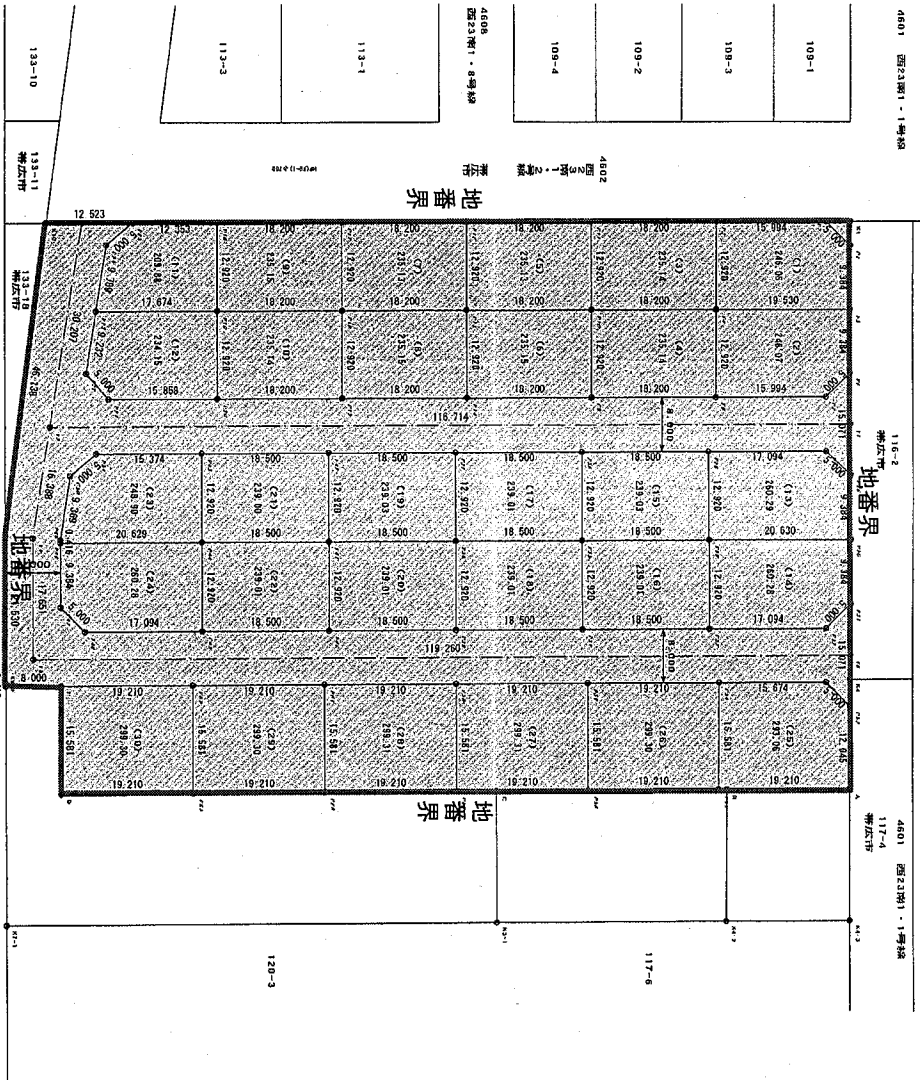
競馬場

凡 例
西23条南1丁目地区地区計画の区域

帯広圏都市計画西23条南1丁目地区地区計画 計画図



92	114-6	114-2	114-44	114-41	114-10	114-12	114-14	114-16	114-18
----	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------



凡	例
	地区計画の区域
	地区整備計画区域